

見附市告示第110号

見附市予防接種事故災害補償規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年6月21日

見附市長 稲田 亮

見附市予防接種事故災害補償規程の一部を改正する規程

見附市予防接種事故災害補償規程（昭和58年見附市告示第95号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第3条」を「次条」に、「もしくは」を「又は」に改め、「予防接種法施行令」の次に「（昭和23年政令第197号）」を加える。

第5条第1号中「もしくは」を「又は」に改め、同条第2号ア中「44,200,000円」を「45,300,000円」に改め、同号イ中「44,200,000円」を「45,300,000円」に、「29,431,000円」を「30,164,000円」に、「22,468,000円」を「23,027,000円」に改める。

第6条中「民法」の次に「（明治29年法律第89号）」を加え、「または」を「又は」に改め、「国家賠償法」の次に「（昭和22年法律第125号）」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の見附市予防接種事故災害補償規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。